

全国知事会テレビ会議システムの検討について

平成21年7月

これまでの検討経緯

- 平成16年8月 全国知事会議(於 新潟県)
 - ・知事会改革研究会がテレビ会議システムの導入について具体的検討を行うことを提案
- 平成17年2月 全国知事会議
 - ・会長選挙において麻生候補が「東京に来なくてももしっかりした討議ができるよう、TV会議を導入すべき」との所見を表明
- 平成17年4月 理事会・正副会長会議合同会議
 - ・「テレビ会議システムの導入に向けた基本的考え方」を提出し、協議
- 平成17年7月 知事によるテレビ会議の実演
 - ・岐阜、福岡、佐賀の各県庁と知事会事務局の4拠点を結び、知事による3業者のテレビ会議の実演を実施。知事会事務局拠点において、和歌山、岡山両県知事も参加。
- 平成17年7月 全国知事会議(於 徳島県)
 - ・実演に参加した知事からの結果報告。実演により判明した諸課題等について検討するため、情報化推進対策特別委員会構成県及び実演に参加した県からなるワーキンググループを設置すること、テレビ会議システムについては情報化推進対策特別委員会で議論すること等を報告。
- 平成18年3月 「ワーキンググループ案」
 - ・検討をとりまとめ、ワーキンググループ案を作成
- 平成18年4月 「テレビ会議システムに関する報告書」
 - ・ワーキンググループ案を基に報告書を作成
- 平成18年7月 全国知事会議(於 島根県)
 - ・「全国知事会テレビ会議システム基本構想書(案)」について協議

テレビ会議システム基本構想（案）（平成18年7月）

（1）基本方針

今回導入するテレビ会議システムは、「知事の会議出席・発言を支援する必要最小限の機能を持ったテレビ会議システムとすること」を基本方針とする。

（2）利用イメージ

テレビ会議システムの対象会議は、常任委員会や特別委員会等の比較的小規模会議を対象とし、それにテレビ会議システムを介して発言を希望する知事数名が参加する状況を基本的な利用イメージの前提とする。なお、議長は会議に出席し、知事会会議室にて操作用タッチパネルを用いて議事進行を行うものとする。

また、会議や発言者の様子、発言内容は、知事会会議室およびテレビ会議参加の各都道府県知事室等に設置されたモニタ（テレビ画面）とスピーカーにより同時に提供される。

（3）機能・品質（音声・画像）

①画面分割による表示画面数

・単画面を基本とし、必要に応じ、4分割画面、9分割も可能とする。

②議事進行機能

・発言許可機能は、議長が議事を進める知事会会議室（都道府県会館内）にのみ提供する。各都道府県においては、発言要求機能を提供する。なお、採決結果の集計機能については、不要とする。

③資料提示機能

・資料を画面上に提示する機能は不要とする。

④操作用機器

・会議参加者が自ら操作可能な程度に簡易なタッチパネル方式とする。

⑤画像品質・音声品質

・画像については、分割のない場合は高品質の画面を提供する。また、画面分割をした場合も、出席者の顔が十分判別できる品質の画面を提供する。
・音声については、一般固定電話程度(64kbps回線)と同等かそれ以上のものとし、画像とのタイミングのズレを少なくする。